

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
るときは、そ
の翌日)

目 次

- ◇ 告 示
 - 保険医の登録
 - 保険薬剤師の登録
 - 鳥取勤労身体障害者体育センターの利用料の徴収の事務の委託
 - 解除予定の保安林(三件)
 - 林業種苗法による生産事業者の登録の失効
 - 土地改良事業計画の適否の決定
 - 土地改良事業の認可(五件)
- ◇ 選管告示
 - 政治団体の設立の届出
 - 政治団体からの届出事項に異動があつた旨の届出
 - 政治団体の解散の届出
 - 政治団体の収支に関する報告書の要旨
- ◇ 教委告示
 - 教育委員会の招集

告 示

鳥取県告示第十二号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和五十三年一月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
小林 俊 三	鳥医第二、二二三号	昭和五十二年十二月二十一日

鳥取県告示第十三号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和五十三年一月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
米 澤 純 夫	鳥葉第三六三号	昭和五十二年十二月二十二日

鳥取県告示第十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定に基づき、鳥取勤労身体障害者体育センターの利用料の徴収の事務を社会福祉法人鳥取県厚生事業団に委託したので、同令同条第二項の規定により告示する。

昭和五十三年一月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第十五号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十三年一月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

倉吉市蔵内字小いる谷三一二の一一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第十六号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十三年一月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字大岳字ハセツコフ九五六の一、九五七の一（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第十七号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十三年一月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所
東伯郡北条町大字江北字後口谷二七四九の二(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的
風害の防備

三 解除の理由
指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び北条町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第十八号

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十四条第一項の規定に基づき、次の生産事業者の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和五十三年一月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

登録番号	生産事業者の氏名	生産事業者の住所	生産事業の内容	事業所の名称	事業所の所在地
百八十一	下田義夫	八頭郡河原町山上二〇四	穂の採取並びに 幼苗及び幼苗以 外の苗木の育成	下田苗畑	八頭郡河原町山上

鳥取県告示第十九号

昭和五十二年十一月二十一日付けで三朝町から申請のあつた土地改良(吉尾地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年一月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間
昭和五十三年一月十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所
三朝町役場

四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二十号

八東町から申請のあつた町営土地改良(高野地区は場整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年一月五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年一月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二十一号

倉吉市から申請のあつた市営土地改良(斉尾地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年一月五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年一月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二十二号

倉吉市から申請のあつた市営土地改良(大沢地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年一月五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年一月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二十三号

関金町から申請のあつた町営土地改良(横谷地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年一月五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年一月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二十四号

泊村から申請のあつた村営土地改良(順礼地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年一月六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年一月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和五十三年一月十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	備考
河原町平林鴻三後援会	山口 享	北村 道之	八頭郡河原町河原四五	その他の政治団体
黒田寿光後援会	杉山 優勇	大田 博章	東伯郡東伯町大字徳万五〇五番地	"
徳安西部青年会	片山 良孝	湯浅 正	米子市目久美町五二	"
横山一成後援会	三浦 剛	三浦 岑生	東伯郡東伯町字光好五五二の一	"

鳥取県選挙管理委員会告示第二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和五十三年一月十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

政治団体の名称	異動事項	新	旧
日本遺族政治連盟 鳥取県本部	主たる事務所の所在地	鳥取市東町一丁目三〇五番地	鳥取市上町八五番地
郷土の明日を開く 自由懇話会	名 称	郷土の明日を開く 自由懇話会	郷土の明日を開く 東部自由懇話会
公明党鳥取総支部	主たる事務所の所在地	鳥取市吉成七九〇の三	鳥取市栄町二三一
〃	代表者	太田 吾郎	村川 和夫
公明党倉吉総支部	主たる事務所の所在地	倉吉市湊町一七三	倉吉市米田町七一
〃	代表者	矢野 英夫	中野 武雄
公明党米子総支部	主たる事務所の所在地	米子市立町四丁目七七の九	米子市上後藤八九の一五
〃	代表者	庵野 勝文	長尾 寛

鳥取県選挙管理委員会告示第三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規

定に基づき、次の政治団体から解散の届出があつたので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十三年一月十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者 氏 名	主たる事務所の所在地	備考
公明党八頭支部	加賀田義雄	加賀田義雄	八頭郡用瀬町大字金屋一五九	政党

鳥取県選挙管理委員会告示第四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

昭和五十三年一月十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

公明党八頭支部

報告年月日 昭和52年11月30日

(昭和52年11月30日解散)

1 収入総額	0 円
2 支出総額	0

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第一号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和五十三年一月十三日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

一 日時 昭和五十三年一月十七日 午前十一時十五分

二 場所 鳥取市東町一丁目二七一番地 鳥取県教育委員会委員室

三 議題

(1) 鳥取県文化財保護審議会委員の任命について

(2) その他

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月八百円(送料を含む。】